

株 主 各 位

東京都墨田区緑二丁目14番15号

杉 田 エ ー ス 株 式 会 社

代表取締役社長 杉 田 裕 介

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sugita-ace.co.jp>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家情報」「株主のみなさまへ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「杉田エース」又は「コード」に当社証券コード「7635」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンター（KFCビル）2階
「KFC Hall 2nd」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 |
| 第2号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本年より、決議通知は書面ではなく、当社ウェブサイトにて通知させていただきます。 <https://www.sugita-ace.co.jp>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家情報」「株主のみなさまへ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

**株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



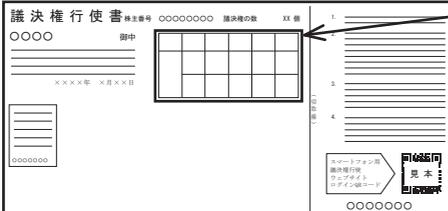
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 届中

XXXXXXXX 年 XX月XX日

インターネットオンライ
議決権行使
ウェブページ
（ブラウザ経由）

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、雇用・所得環境は改善し、景気は緩やかに回復しましたが、ウクライナ情勢や中東情勢悪化の長期化、アメリカの政策動向、長引く円安等の影響により、依然として不透明な状況が続きました。

住宅建設業界におきましては、持家・貸家および分譲住宅の着工件数、並びに首都圏のマンション総販売戸数共におおむね横ばいで推移いたしました。

このような経営環境下において、当社グループは受注拡大の為に、6月に東京国際フォーラムにて「スギカウ友の会見本市2024」を開催し、全国より得意先様約2,600名にご来場いただきました。8月に長期保存食「IZAMESHI」の新商品「DAILY IZAMESHI 2」を販売開始し、9月にアウトドアファニチャー「PATIO PETITE」の新作「GA Series」を販売開始し、「IZAMESHI」販売開始10周年の節目に「IZAMESHI」のロゴとパッケージをリニューアルいたしました。12月に北陸営業所を移転し、サテライト倉庫として自社流通網の強化を図りました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高75,661百万円（前連結会計年度比2.6%増）、営業利益830百万円（同22.7%減）、経常利益986百万円（同16.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益517百万円（同28.0%減）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	第 78 期 (2024年 3 月期) (前連結会計年度)		第 79 期 (2025年 3 月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ルート事業	67,843百万円	92.0%	70,054百万円	92.6%	2,211百万円	3.3%
直需事業	5,903	8.0	5,607	7.4	△295	△5.0
合計	73,746	100.0	75,661	100.0	1,915	2.6

(注) 報告セグメントの変更に関する事項

当社グループの報告セグメントの事業区分は、「ルート事業」「直需事業」の2事業としておりますが、当第1四半期連結会計期間より販売経路及び得意先の営業形態等を勘案し、「直需事業」の一部を「ルート事業」に移管する組織変更を行いました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の組織により再集計した数値を基に作成したものを開示しております。

※ルート事業

ルート事業は、金物販売店や建材商社、金属工事業者等へ住宅用資材及びビル用資材等を販売しております。また、設計・加工・施工機能による現場サポート営業も行っており、リニューアル専門会社、ゼネコン等へ多様な金属建材のオーダー対応等お客様の課題やニーズにあったソリューションの提供を行っております。

ルート事業につきましては、資材価格の高止まりや人手不足により労務費の上昇を受け、新設住宅着工件数は横ばいで推移しましたが、企業の設備投資や都市部を中心とした再開発需要は堅調に推移しました。この結果、住宅用資材の販売は前年並みで推移し、ビル用資材では非住宅施設向け商材の販売が増加したことにより、全体では順調に推移しました。また、子会社であるフヨー株式会社は、シーリング材、防水材等の建築副資材の販売は前年並みで推移しました。一方で半導体や研磨関連の加工が好調を維持しており、全体では堅調に推移しました。

この結果、ルート事業全体の売上高は70,054百万円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

※直需事業

直需事業は、アウトドアファニチャー「PATIO PETITE」や長期保存食「IZAMESHI」、ガーデンアイテム、雑貨、DIY商品等をホームセンター、通販会社等へ販売しております。また、ハウスメーカーや建材メーカーへはOEM商品を含む建築金物を販売しております。

直需事業につきましては、災害対策商材と防犯商材の需要減少により、ホームセンター及び通販関連向けの販売は厳しい状況となりました。またOEM関連資材は、オフィス・ホテル物件へのドアクローザーの非住宅系商材の販売は低調に推移しました。

この結果、直需事業全体の売上高は5,607百万円(同5.0%減)となりました。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 76 期 (2021年度)	第 77 期 (2022年度)	第 78 期 (2023年度)	第 79 期 (当連結会計年度) (2024年度)
売 上 高 (百万円)	55,975	71,400	73,746	75,661
経 常 利 益 (百万円)	384	1,091	1,185	986
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	227	600	718	517
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	42.35	111.85	133.94	96.41
総 資 産 (百万円)	36,969	39,139	38,801	38,476
純 資 産 (百万円)	10,364	10,859	11,406	11,639

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 76 期 (2021年度)	第 77 期 (2022年度)	第 78 期 (2023年度)	第 79 期 (当事業年度) (2024年度)
売 上 高 (百万円)	55,208	62,310	64,813	66,656
経 常 利 益 (百万円)	370	947	1,339	1,088
当 期 純 利 益 (百万円)	223	566	909	673
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	41.58	105.65	169.60	125.47
総 資 産 (百万円)	34,393	36,966	37,153	37,045
純 資 産 (百万円)	10,218	10,636	11,380	11,753

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下の戦略に取り組んで行く所存であります。

- ① 営業体制の強化のため、営業所の統廃合を図る。
- ② サテライト倉庫新設を進め、自社物流網の強化を図る。
- ③ 当社ECサイト「スギカウ」の利用率を向上させ、EC売上比率を高める。
- ④ 重点販売商材と新規商材等を活用し、営業提案の活性化を図る。
- ⑤ 防災商品の強化を図る。
- ⑥ 子会社との共同配送を検討し、シナジー効果を図る。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

セグメント区分	事業内容
ルート事業	金物販売店や建材商社、金属工事業者等へ住宅用資材及びビル用資材等を販売しております。また、設計・加工・施工機能による現場サポート営業も行っており、リニューアル専門会社、ゼネコン等へ多様な金属建材のオーダー対応等お客様の課題やニーズにあったソリューションの提供を行っております。
直需事業	アウトドアファニチャー「PATIO PETITE」や長期保存食「IZAMESHI」、ガーデンアイテム、雑貨、DIY商品等をホームセンター、通販会社等へ販売しております。また、ハウスメーカーや建材メーカーへはOEM商品を含む建築金物を販売しております。

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

- ① 当 社 杉田エース株式会社
本 社 東京都墨田区緑二丁目14番15号
営 業 部 北海道・東北・東京・西関東・北関東・中部・近畿・
中四国・南日本・直需
流通センター 札幌・仙台・東京・千葉・成田・埼玉・大宮・
神奈川・名古屋・大阪・福岡
- ② 子 会 社 水沢エース株式会社
本 社 北海道北見市卸町二丁目3番地2
- ③ 子 会 社 フヨー株式会社
本 社 東京都墨田区横川四丁目10番9号
事 業 所 札幌営業所、東北支店、北関東営業所、南関東支店、
名古屋営業所、大阪支店、神戸支店
セ ン タ ー 東京配送センター・東京加工センター
工 場 八潮工場

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ルート事業	411名 (78名)	10名増 (6名増)
直需事業	54名 (58名)	7名減 (7名減)
全社	158名 (126名)	3名減 (9名増)
合計	623名 (262名)	増減なし (8名増)

(注) 使用人数は就業員数であります。臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
504名	6名減	43.2歳	13.1年

(注) 上記のほか、パート及び嘱託社員256名(期中平均人員数)がおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,579百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,228百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	677百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	87百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	19百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員設置会社へ移行しております。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 19,490,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,374,000株 |
| (3) 株主数 | 6,405名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
杉田直良	906千株	16.89%
有限会社杉田商事	730千株	13.61%
杉田裕介	260千株	4.85%
株式会社三井住友銀行	195千株	3.63%
杉田エース従業員持株会	177千株	3.31%
東京中小企業投資育成株式会社	159千株	2.97%
株式会社ナスタ	117千株	2.20%
株式会社ダイケン	93千株	1.75%
株式会社千葉銀行	72千株	1.34%
杉田力介	70千株	1.30%

(注) 持株比率は自己株式（8,931株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2025年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 田 直 良	
代表取締役社長	杉 田 裕 介	
取締役副社長	杉 田 力 介	
専務取締役	佐 藤 正	
常務取締役	花 井 慎 一	
常務取締役	井 関 誠	
取締役	蟻 木 勝 一	
取締役	岡 田 努	
取締役	上 田 嘉 信	
監査等委員である 取締役	北 川 達 也	
監査等委員である 取締役	中 野 治	
監査等委員である 取締役	貫 井 康 夫	

- (注) 1. 当社は、監査の質を高め、企業ガバナンス強化を図るため、北川達也氏を常勤監査等委員として選定しております。
2. 監査等委員である取締役中野治氏及び貫井康夫氏は、社外取締役であります。中野治氏と貫井康夫氏は共に、長年の金融機関における経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員である取締役中野治氏と貫井康夫氏を東京証券取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度中に退任した会社役員 の 状況

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
川 口 伸	2024年6月27日	任期満了	社外監査役 株式会社鳥羽洋行 社外監査役 VFR株式会社 監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役については600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員を除く）、監査等委員である取締役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の場合には填補の対象としません。

(5) 取締役等の報酬等

当社は、2024年6月27日開催の第78期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の諮問会議からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び業績連動報酬等により構成し、非金銭報酬等は採用しない。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員を除く)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績目標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員を除く)の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、(5の委任を受けた代表取締役社長)が決定する。また、(5の委任を受けた代表取締役社長)は株主総会にて決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等については、代表取締役社長 杉田裕介氏と常勤監査等委員 北川達也氏、監査等委員 中野治氏及び監査等委員 貫井康夫氏の4名で構成する任意の諮問会議を年1回開催し、同会議で審議のうえ答申を決定し、取締役会に提示するものとする。

取締役会は、その答申を確認、審議のうえ最終的な報酬額の調整及び決定については、代表取締役社長に委任するものとする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役(監査等委員を除く)の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

他方、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員である取締役が協議により決定しております。

(6) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	397 (1)	322 (1)	37 (－)	36 (－)	10 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (9)	16 (9)	1 (0)	1 (－)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (1)	3 (1)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	420 (12)	342 (12)	39 (0)	38 (－)	13 (4)

(注) 1. 上記には2024年6月27日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

なお、当社は、2024年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、第78期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、第78期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 業績連動報酬は役員賞与引当金繰入額、退職慰労金は役員退職慰労引当金繰入額をそれぞれ記載しております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

2024年4月1日～2024年6月27日 監査役会設置会社

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中野 治	3回	100%	—	—
監査役 貫井 康夫	3回	100%	3回	100%

2024年6月27日～2025年3月31日 監査等委員会設置会社

	取 締 役 会		監 査 等 委 員 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員 中野 治	10回	100%	10回	100%
監査等委員 貫井 康夫	10回	100%	10回	100%

中野 治 当社の独立役員として指定されている監査等委員である社外取締役の中野治氏は、長年の金融機関勤務により培われた経験と知識及び経営者としての豊富な経験と深い見識を有しており、経営の専門家として、会社全体を見据えて、公正性、透明性の視点から、当社のリスクへの対応、経営課題、中長期的な企業成長戦略、コーポレートガバナンスの向上等、忌憚のない意見表明を行っております。

中野氏は、当事業年度において取締役会13回中13回、監査等委員会10回中10回出席し、取締役会においては必要に応じ発言を行っております。また、監査等委員会においては議論を行っております。

当社には、社外監査等委員が2名おり、中野氏は主に、東日本の営業拠点及び物流拠点を監査の中心においております。

当事業年度は、必要な監査を積極的に行い、監査等委員としての立場からの所見を明示しております。

また、定期的に実施される監査等委員報告会において、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について議論し、監査等委員の相互コミュニケーションを深め、取締役会においても意見表明をしております。

貫井 康夫 当社の独立役員として指定されている監査等委員である社外取締役の貫井康夫氏は、長年の金融機関における経験及び経営者としての経験により、豊富な知見を活かし、当社経営への助言、監督を行っております。

貫井氏は、当事業年度において取締役会13回中13回、監査役会3回中3回、監査等委員会10回中10回出席し、取締役会においては必要に応じ発言を行っております。また、監査等委員会においては議論を行っております。

当社には、社外監査等委員が2名おり、貫井氏は主に、西日本の営業拠点及び物流拠点を監査の中心にしております。

当事業年度は、必要な監査を積極的に行い、監査等委員としての立場からの所見を明示しております。

また、定期的な実施される監査等委員報告会において、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について議論し、監査等委員の相互コミュニケーションを深め、取締役会においても意見表明をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認・検討いたしました結果、報酬等の額について適切であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人八重洲監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するために、常に「コンプライアンス・プログラム」・「杉田エース行動憲章」・「役員規則」・「就業規則」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運用に努めると共に、取締役は「取締役会」の審議を通じた他の取締役の職務執行に関する監視・監督を十分に行い、また「賞罰委員会」制度の適切な維持・運営に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するために、常に「取締役会規程」・「内部情報管理規程」・「稟議規程」・「文書取扱規程」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運営に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するために、常に「経営危機管理規程」・「地震・風水害被害対策規程」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運営に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するために、常に「組織規程」・「職務権限規程」・「業務分掌規程」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運営に努める。

⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ. 当社グループは、関連諸規程に基づき、グループ全体の管理を行うと共に、グループ全体の適正な業務運営のための体制の整備に努める。また、当社の「内部監査室」は、定期的または臨時に子会社の内部監査を実施し、グループ全体の内部統制の整備の推進に努める。
- ロ. 当社グループは、グループのリスクについては、グループ全体でリスクの把握・管理に努め、グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社へ報告し、当社は事案に応じた支援を行うこととし、また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制及び危機管理体制を整備するものとする。
- ハ. 子会社管理について、当社における関係部署の体制と役割を明確にし、子会社を指導・育成する。
- ニ. 子会社の事業が適正に行われているかどうかについて、当社は定期的または臨時に報告を求める。

⑥ **監査等委員・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社グループは、監査等委員・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を整備するために、監査等委員・監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、その人数・地位について「取締役会」の決議をもって、これを定めることとする。

⑦ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社グループは、前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項を整備するために、同使用人に対する指揮命令・その報酬並びに異動の決定については、「監査等委員会」「監査役会」の権限とするものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人等及び子会社の取締役、監査等委員・監査役、使用人等が監査等委員・監査役に報告するための体制並びに監査等委員・監査役への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が監査等委員・監査役に報告するための体制その他の監査等委員・監査役への報告に関する体制を整備するため、各社の監査役は各社の全ての「取締役会」に出席するものとする。また、当社の監査等委員は、定期的または臨時に、子会社への往査並びに同社の取締役・監査役及び使用人との意見交換を実施することができるものとする。なお、当社並びに子会社の取締役・使用人が監査等委員・監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

- ⑨ その他監査等委員・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びにその職務の執行について生ずる費用等の処理の方針に関する事項

当社グループは、その他監査等委員・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、監査等委員・監査役は適宜、公認会計士・弁護士等の外部専門家並びに「内部監査室」等の社内各部署と自由に接触し、連携を図ることができるものとする。また、取締役は監査等委員・監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程類を整備すると共に内部統制の体制整備と有効性向上を図ることとする。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、下記の取組みを実施しております。

1. 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会等で報告しております。
2. 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
3. 取締役会には監査等委員全員が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。
4. 監査等委員、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある三様監査を実施しております。
5. 内部通報制度を整備し、適宜、コンプライアンス委員会を開催し、不正行為の早期発見と是正に努めております。
6. 内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付け、株主資本の充実と長期的で安定した収益力を維持するとともに、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、連結業績見通しと配当性向、将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積等を総合的に勘案し、期末配当は1株につき40円とさせていただくことといたしました。

なお、配当金のお支払い期間は、2025年6月6日から同年7月4日までとさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	29,126	【流動負債】	22,386
現金及び預金	6,255	支払手形及び買掛金	6,930
受取手形、売掛金及び契約資産	12,609	電子記録債務	12,902
電子記録債権	4,453	1年内返済予定の長期借入金	802
棚卸資産	4,844	未払法人税等	441
未収入金	840	賞与引当金	415
その他	122	その他	894
【固定資産】	9,350	【固定負債】	4,451
[有形固定資産]	6,521	長期借入金	2,791
建物及び構築物	2,355	退職給付に係る負債	418
土地	3,998	役員退職慰労引当金	693
その他	167	資産除去債務	87
[無形固定資産]	922	その他	460
ソフトウェア	102	負債合計	26,837
のれん	605	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	103	【株主資本】	11,512
その他	110	[資本金]	697
[投資その他の資産]	1,907	[資本剰余金]	409
投資有価証券	883	[利益剰余金]	10,409
繰延税金資産	229	[自己株式]	△4
その他	794	【その他の包括利益累計額】	126
資産合計	38,476	[その他有価証券評価差額金]	72
		[退職給付に係る調整累計額]	54
		純 資 産 合 計	11,639
		負債純資産合計	38,476

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		75,661
売上原価		65,231
売上総利益		10,430
販売費及び一般管理費		9,600
営業利益		830
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	17	
仕入割引	153	
受取家賃	56	
未請求債務整理益	28	
その他	14	270
営業外費用		
支払利息	26	
有形売却損	17	
売却引	66	
その他	4	114
経常利益		986
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	15	16
特別損失		
固定資産除売却損	4	
減損損失	28	
災害義援金	3	36
税金等調整前当期純利益		966
法人税、住民税及び事業税	450	
法人税等調整額	△1	449
当期純利益		517
親会社株主に帰属する当期純利益		517

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	697	409	10,161	△4	11,263
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△268	－	△268
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	517	－	517
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	248	△0	248
当 期 末 残 高	697	409	10,409	△4	11,512

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	104	38	142	11,406
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△268
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	517
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△32	16	△16	△16
当 期 変 動 額 合 計	△32	16	△16	232
当 期 末 残 高	72	54	126	11,639

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数	2社
ロ. 連結子会社の名称	水沢エース株式会社 フヨー株式会社

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

ロ. 無形固定資産

定額法

顧客関連資産の償却期間については、その効果が発現すると見込まれる期間（10年）で均等償却を行っております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

物品販売については、物品の引渡時点において顧客が物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に物品を引き渡した時点で収益を認識しております。出荷時から当該物品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において約束された対価から、売上割戻等を控除した金額で算定しております。

一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法及び償却期間については、その効果が発現すると見込まれる期間（10年）で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	4,844百万円
棚卸資産評価損	△24

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額しております。正味売却価額は、直近の販売価格から見積販売直接費を控除して算定しております。

また、一定の回転期間を超える場合には、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

共に、棚卸資産評価損として、売上原価に含めて計上しております。

棚卸資産評価損の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、市場環境が予測より悪化して正味売却価額が下落する場合には、翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	605百万円
-----	--------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんは連結子会社であるフヨー株式会社を取得した際に生じたものであり、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

のれんの評価にあたっては、取得時の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、のれんの減損兆候を把握しており、その結果、減損の兆候はないと判断しております。

経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、事業計画の達成が困難になった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が計上される可能性があります。

(3) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,521百万円
無形固定資産	922
減損損失	28

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、事業セグメント及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて資産のグルーピングを行い、事業用資産の減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

減損の兆候の判定は、資産または資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候を識別した場合には、資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、資産または資産グループが属する市場環境等の影響を考慮した事業計画を基礎としておりますが、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、事業計画の達成が困難になった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高	
受取手形	1,648百万円
電子記録債権	4,453
売掛金	10,864
契約資産	96
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	402百万円
土地	148
投資有価証券	13
関係会社株式	3,313
計	3,877
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	564百万円
長期借入金	2,695
計	3,259
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	5,923百万円
(4) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
投資その他の資産	
その他(破産更生債権等)	49百万円
(5) 手形遡及債務	
受取手形裏書譲渡高	151百万円
電子記録債権譲渡高	261
手形債権流動化による譲渡高	1,611
計	2,024

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都墨田区他	事業用資産	有形固定資産その他（什器備品）	1百万円
		ソフトウェア	26百万円
合計			28百万円

当社グループは、事業セグメント及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて資産のグルーピングを行い、事業用資産の減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

当連結会計年度において、直需セグメントに属する資産グループについて、営業活動から生じる損益の継続的なマイナスが認められたため、減損の兆候に該当しております。

当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ることから減損の認識が必要となり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額28百万円を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値にて測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,374,000株	一株	一株	5,374,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,902株	29株	一株	8,931株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り29株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	268	50	2024年3月31日	2024年6月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	214	40	2025年3月31日	2025年6月6日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、業務管理グループが、主な取引先の信用状況及び財務状況等を随時把握する体制であり、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未収入金は、主に手形売却債権及びファクタリング債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業債権と同様のリスク管理体制により、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年内の支払期日であります。

借入金のうち、長期借入金（原則として5年以内）は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、経理グループにおいて月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額534百万円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、未収入金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	348	348	－
資 産 計	348	348	－
長 期 借 入 金	3,593	3,554	△39
負 債 計	3,593	3,554	△39

（注）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	348	—	—	348
その他	—	—	—	—
資産計	348	—	—	348

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,554	—	3,554
負債計	—	3,554	—	3,554

(注1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注2)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	ルート事業	直需事業	
住宅用資材	38,207	—	38,207
ビル用資材	29,918	—	29,918
DIY商品	—	4,736	4,736
OEM関連資材	—	871	871
その他	1,928	—	1,928
顧客との契約から生じる収益	70,054	5,607	75,661
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	70,054	5,607	75,661

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(2)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	18,658	16,966
契約資産	165	96

契約資産は工事契約から生じる未請求の債権であり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権へ振り替えられます。

契約負債残高については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,169.44円
(2) 1株当たり当期純利益 96.41円

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

主として2021年9月1日にオープンした「GINZA innit」について、賃貸借契約に従い、資産除去債務を計上しております。

(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

主として資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から15年、割引率は0.251%を採用しております。

(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容

内訳	金額
期首残高	83百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	0
見積りの変更による増減額	3
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	87

11. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度として退職一時金制度及び確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

また、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	464百万円
勤務費用	31
利息費用	3
数理計算上の差異の発生額	△26
退職給付の支払額	△53
退職給付債務の期末残高	418

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立制度の退職給付債務	418百万円
連結貸借対照表に計上された負債	418
退職給付に係る負債	418
連結貸借対照表に計上された負債	418

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	31百万円
利息費用	3
数理計算上の差異の費用処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用	30

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	23百万円
合 計	23

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	78百万円
合 計	78

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.236%

(3) 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への拠出金額は68百万円であり、退職給付費用に計上しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	26,780	【流動負債】	21,119
現金及び預金	5,443	支払手形	422
受取手形、売掛金及び契約資産	11,365	電子記録債務	12,642
電子記録債権	4,324	買掛金	5,756
商 品	4,674	1年内返済予定の長期借入金	802
未 収 入 金	854	未 払 金	23
前 払 費 用	38	未 払 費 用	485
そ の 他	79	未 払 法 人 税 等	416
【固定資産】	10,264	預 り 金	62
〔有形固定資産〕	4,809	賞 与 引 当 金	379
建 物	1,967	役員賞与引当金	39
構 築 物	102	そ の 他	88
機 械 及 び 装 置	52	【固定負債】	4,171
車 両 運 搬 具	6	長 期 借 入 金	2,791
工 具 器 具 備 品	82	退 職 給 付 引 当 金	460
土 地	2,592	役員退職慰労引当金	660
建 設 仮 勘 定	5	資 産 除 去 債 務	87
〔無形固定資産〕	210	そ の 他	172
ソ フ ト ウ ェ ア	100	負 債 合 計	25,291
そ の 他	109	純 資 産 の 部	
〔投資その他の資産〕	5,243	【株主資本】	11,673
投 資 有 価 証 券	843	〔資本金〕	697
関 係 会 社 株 式	3,436	〔資本剰余金〕	409
長 期 前 払 費 用	30	資 本 準 備 金	409
繰 延 税 金 資 産	253	〔利益剰余金〕	10,571
そ の 他	680	利 益 準 備 金	168
資 産 合 計	37,045	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,402
		買換資産圧縮積立金	117
		別 途 積 立 金	4,390
		繰越利益剰余金	5,894
		〔自己株式〕	△4
		【評価・換算差額等】	80
		〔その他有価証券評価差額金〕	80
		純 資 産 合 計	11,753
		負 債 純 資 産 合 計	37,045

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		66,656
売 上 原 価		57,618
売 上 総 利 益		9,038
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,217
営 業 利 益		820
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	165	
仕 入 割 引	128	
受 取 家 賃	47	
未 請 求 債 務 整 理 益	28	
雑 収 入	9	380
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
手 形 売 却 損	17	
売 上 割 引	66	
雑 損 失	3	113
経 常 利 益		1,088
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	16
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	4	
減 損 損 失	28	
災 害 義 援 金	3	36
税 引 前 当 期 純 利 益		1,067
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	411	
法 人 税 等 調 整 額	△17	394
当 期 純 利 益		673

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 剰 余 金			
当 期 首 残 高	697	409	409	168	118	4,390	5,489	10,166	△4	11,268
当 期 変 動 額										
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△0	—	0	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△268	△268	—	△268
当期純利益	—	—	—	—	—	—	673	673	—	673
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	405	404	△0	404
当 期 末 残 高	697	409	409	168	117	4,390	5,894	10,571	△4	11,673

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	111	111	11,380
当 期 変 動 額			
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△268
当期純利益	—	—	673
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△31	△31	△31
当期変動額合計	△31	△31	372
当 期 末 残 高	80	80	11,753

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 7～35年

工具器具備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長期前払費用

定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に対応する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

物品販売については、物品の引渡時点において顧客が物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に物品を引き渡した時点で収益を認識しております。出荷時から当該物品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において約束された対価から、売上割戻等を控除した金額で算定しております。

一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	4,674百万円
商品評価損	△24

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額しております。正味売却価額は、直近の販売価格から見積販売直接費を控除して算定しております。

また、一定の回転期間を超える場合には、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

共に、商品評価損として、売上原価に含めて計上しております。

商品評価損の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、市場環境が予測より悪化して正味売却価額が下落する場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,809百万円
無形固定資産	210
減損損失	28

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、事業セグメント及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて資産のグルーピングを行い、事業用資産の減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

減損の兆候の判定は、資産または資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候を識別した場合には、資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、資産または資産グループが属する市場環境等の影響を考慮した事業計画を基礎としておりますが、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、事業計画の達成が困難になった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 売掛金	13百万円
② 未収入金	28
③ 買掛金	15
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	402百万円
土地	148
投資有価証券	13
関係会社株式	3,313
計	3,877
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	564百万円
長期借入金	2,695
計	3,259
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	4,896百万円
(4) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
投資その他の資産	
その他（破産更生債権等）	19百万円
(5) 手形廻り債務	
手形債権流動化による譲渡高	1,611百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	131百万円
仕入高	42
営業取引以外の取引による取引高	152

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都墨田区他	事業用資産	有形固定資産その他（什器備品）	1百万円
		ソフトウェア	26百万円
合計			28百万円

当社は、事業セグメント及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて資産のグルーピングを行い、事業用資産の減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

当事業年度において、直需セグメントに属する資産グループについて、営業活動から生じる損益の継続的なマイナスが認められたため、減損の兆候に該当しております。

当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ることから減損の認識が必要となり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額28百万円を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値にて測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,902株	29株	一株	8,931株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り29株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	116百万円
貸倒引当金	6
未払事業税	24
退職給付引当金	145
役員退職慰労引当金	207
資産除去債務	25
その他	76
繰延税金資産小計	602
評価性引当額	△219
繰延税金資産合計	383
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△53
土地評価差額	△10
その他有価証券評価差額金	△39
資産除去債務に対応する除去費用	△19
その他	△6
繰延税金負債合計	△129
繰延税金資産の純額	253

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(2)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,190.77円
(2) 1株当たり当期純利益	125.47円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

杉田エース株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 辻田 武司
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井口 智弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉田エース株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、杉田エース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると

合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

杉田エース株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 辻田 武司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 井口 智弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉田エース株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

杉田エース株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 北 川 達 也 ㊟

監査等委員 中 野 治 ㊟

監査等委員 貫 井 康 夫 ㊟

(注) 監査等委員である中野治及び貫井康夫は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	すぎ た なお よし 杉 田 直 良 (1948年 6 月 7 日 生)	1971年 4 月 中山福株式会社入社 1973年 3 月 株式会社杉田金属（現当社）入社 1979年 3 月 当社取締役貿易部長 1984年 4 月 当社常務取締役営業本部長 1984年 9 月 当社取締役副社長 1987年 9 月 当社代表取締役社長 2012年 4 月 当社代表取締役会長（現任）	906,000株
2	すぎ た ゆう すけ 杉 田 裕 介 (1974年 5 月 19日 生)	1998年 4 月 株式会社キョーワナスタ（現株式会 社ナスタ）入社 2000年 6 月 当社入社 2004年 6 月 当社取締役開発部長兼西日本営業 本部副本部長 2005年 4 月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼開発部長 2007年 4 月 当社常務取締役営業統括本部副本 部長 2009年 4 月 当社常務取締役営業統括本部副本 部長兼西日本営業本部長 2010年 4 月 当社取締役副社長 2011年 4 月 当社代表取締役副社長 2012年 4 月 当社代表取締役社長（現任）	260,000株
3	すぎ た りき すけ 杉 田 力 介 (1982年 2 月 17日 生)	2006年 4 月 株式会社インデックス入社 2009年 4 月 株式会社TBSディグネット入社 2012年11月 当社入社 2013年 4 月 当社執行役員IT戦略担当 2014年 4 月 当社執行役員IT戦略担当兼総務 人事グループ長 2015年 6 月 当社取締役コーポレートスタッ フ部門長 2017年 6 月 当社常務取締役コーポレートスタ ッフ部門長 2020年 4 月 当社取締役副社長（現任）	70,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 における 地位、 担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	い せき まこと 井 関 誠 (1968年 6 月19日生)	1989年 3 月 当社入社 2011年10月 当社西日本営業統括部 中部支店長 2015年 4 月 当社執行役員 西日本営業統括部長 2016年 4 月 当社執行役員 西日本営業部長 2017年 4 月 当社執行役員 中部営業部長 2019年 4 月 当社執行役員 中四国営業部長 2021年 4 月 当社執行役員 西日本営業担当 2021年 6 月 当社取締役 2024年 4 月 当社常務取締役 2025年 4 月 当社専務取締役 (現任)	2,600株
5	はな い しん いち 花 井 慎 一 (1965年 4 月14日生)	1989年 4 月 当社入社 1999年 4 月 当社三郷営業所長 2003年 4 月 当社首都圏営業部長 2007年 4 月 当社執行役員アーキハードウェア 営業部長 2009年 4 月 当社執行役員ACE25推進室長 2012年 4 月 当社執行役員建材営業統括部長 2015年 4 月 当社執行役員エンジニアリング事 業部長 2016年 4 月 当社執行役員エンジニアリング営 業部長 2017年 6 月 当社取締役エンジニアリング事業 担当 2018年 4 月 当社取締役ルート事業担当 2020年 4 月 当社取締役 2021年 4 月 当社常務取締役 (現任)	2,000株
6	に な ぎ しやう いち 蜷 木 勝 一 (1976年 3 月 5 日生)	2003年10月 当社入社 2010年 4 月 当社西日本営業統括部 近畿支店 大阪第一営業所長 2017年 4 月 当社執行役員 近畿営業部長 2018年 4 月 当社執行役員 東京営業部長 2022年 4 月 当社執行役員 直需営業部 兼 マ ーケティング戦略室担当 2022年 6 月 当社取締役 (現任)	1,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
7	おか だ つとむ 岡 田 努 (1968年 5 月10日生)	1993年 1 月 当社入社 2007年 4 月 当社DIY営業部 業務課長 2013年 1 月 当社物流部門 大宮流通センター 長 2015年 8 月 当社執行役員 物流部門長 兼 大宮流通センター長 2015年10月 当社執行役員 物流部門長 2023年 6 月 当社取締役 (現任)	500株
8	うえ だ よし のぶ 上 田 嘉 信 (1970年10月 4 日生)	1992年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社西日本営業統括部 近畿支店 大阪第三営業所長 2013年10月 当社南日本営業部 九州支店 熊本営業所長 2016年10月 当社執行役員 南日本営業部長 2022年 4 月 当社執行役員 近畿営業部長 2024年 4 月 当社執行役員 西日本営業担当 2024年 6 月 当社取締役 (現任)	600株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である八重洲監査法人は、本定総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がふじみ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人は当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性、監査経験、監査規模等の職務遂行能力、内部管理体制を勘案した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2025年4月現在)

名 称	ふじみ監査法人		
主たる事務所所在地	東京都中央区日本橋室町四丁目4番3号		
沿 革	1983年5月	監査法人双研社 設立	
	2019年10月	監査法人双研社と日栄監査法人が合併し、双研日栄監査法人に名称変更	
	2023年10月	双研日栄監査法人、青南監査法人、名古屋監査法人が合併し、ふじみ監査法人に名称変更	
概 要	資本金	76百万円	
	構成人員	代表社員	22名
		社員	16名
		公認会計士	93名
		試験合格者等	11名
		事務	6名
		合計	148名
	監査関与会社数	126社	

(注) ふじみ監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役佐藤正氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規定に沿って、任意の諮問会議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

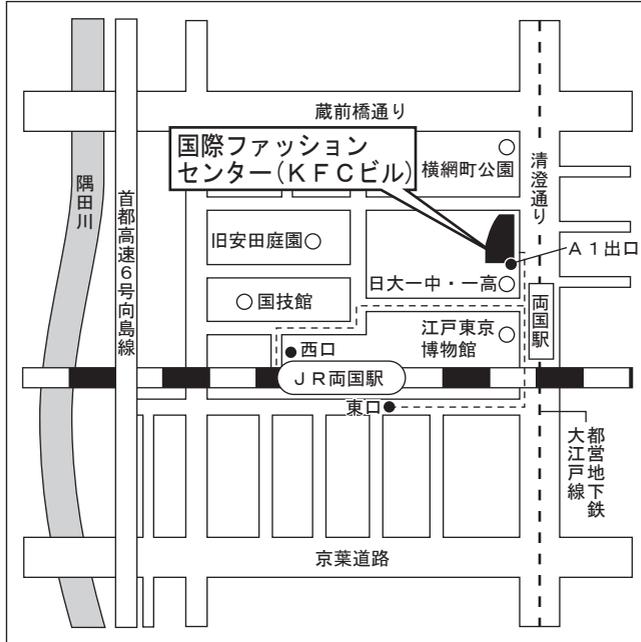
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
佐 藤 正	2020年4月 当社専務取締役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンター（KFCビル）2階
「KFC Hall 2nd」



[交通機関]

JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩約6分
JR中央・総武線「両国駅」西口より徒歩約7分
都営地下鉄 大江戸線「両国駅」A1出口直結

※ 駐車場はございませんので、大変恐縮でございますが、
お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。